

公文書一部開示決定通知書

道有林第307号
令和4年(2022年)6月10日

野村 一也 様

北海道知事 鈴木 直道



令和4年(2022年)5月27日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので、通知します。

1 公文書の名称	報告書（チセヌプリスキー場の事業譲渡について・平成31年(2019年)4月9日）	
2 開示の日時及び場所	日時	令和4年(2022年)6月14日以降
	場所	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志総合振興局総務課 行政情報コーナー 電話 0136-23-1300
3 開示しない部分の概要及びその理由	概要	別紙のとおり
	理由	別紙のとおり
4 開示しない部分を開示することができる期日	令和 年(年) 月 日	
5 担当部課等	北海道水産林務部森林環境局道有林課道有林管理係 電話 011-204-5519	
6 備考		

- 1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 注 1 開示を受けたときは、これによって得た情報を濫用して、道民生活、企業活動などを侵害したり、不当な利益を享受したりすることのないよう適正に使用してください。
- 2 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
- 3 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 4 4の欄は、開示しない部分について開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

別紙

番号	公文書の名称	開示しない部分の概要及びその理由	
		概要	開示しない理由
1	報告書（チセヌプリスキー場の事業譲渡について・平成31年(2019年)4月9日)		
	報告書	—	—
	メール文	・ 徳永主幹から道有林課への問い合わせ内容の一部	・ 北海道情報公開条例第10条第1項第2号に該当 ・ 法人の営業上の事項に属する情報が記載されており、開示することにより、当該法人の事業活動が不当に損なわれるもの（以下「第2号情報」という。）と認められるため。 ・ 北海道情報公開条例第10条第1項第6号に該当 ・ 正式な手続に至るまでの事務手続に関するものであり、開示することにより、将来の同種の事務若しくは事業の公正を著しく困難にするもの（以下「第6号情報」という。）と認められるため。
		・ 申請予定者から徳永主幹への問い合わせ内容の一部	・ 第2号情報に該当 ・ 第6号情報に該当
	・ 個人の職・氏名（法人役員及び公務員を除く）及びメールアドレス	・ 北海道情報公開条例第10条第1項第1号に該当 ・ 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないものと認められるため。	